

国民健康保険税の税率が決定しました

国民健康保険税(国保税)は、加入者の皆さんが病気やけがをしたとき、病院での医療費や保険の給付に充てられます。国保税は、国民健康保険(国保)制度を支える大きな財源です。本年度の国保税率が決定しましたので、お知らせします。

国保税率が変わりました

平成30年度の制度改正により、県が国保の財政運営の責任主体となったため、保険給付に必要な費用を市町村が県に納める制度になりました。本年度県から示された納付金額は、前年度と比べて若干減少しており、さらに財政安定を図るための国保基金を活用して、税額の上昇を抑えた国保税率の改定を行いましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国保税の納税義務者は世帯主です

国保は、扶養の概念がなく、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主(※擬制世帯主)となります。国保に

関連する通知なども世帯主あてに発送されます。※国保被保険者の属する世帯で、世帯主が国保未加入の場合が「擬制世帯」といい、世帯主を「擬制世帯主」といいます。

所得の申告を忘れずに!

前年の所得をもとに国保税の算定や軽減措置、高額療養費の世帯負担額の判定を行います。一人でも未申告者がいると上位所得者とみなされ適用を受けられません。所得税・住民税申告がお済みでない国保加入者や擬制世帯主の方は、申告をお願いします。

▼問い合わせ先
町民生活課 国保年金係
☎(62) 2114

国保税の特別徴収(年金天引き)について

65歳から74歳までの人で、以下の1~3全ての条件に当てはまる場合、世帯主の年金から国保税が天引きされます。

【特別徴収になる条件】

- 1 世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満(※世帯主が国保加入者でない場合は対象外)
- 2 介護保険料と国保税の合計が年金額の2分の1未満の場合
- 3 年金が年額18万円以上の場合

特別徴収に該当になった人でも年金からの天引きを希望しない場合は、支払い方法を口座振替に変更できます。ただし、国保税の納付状況によっては口座振替への変更が認められない場合があります。

※変更できる納付方法は【口座振替】のみです。納付書払いへの変更はできません。

交通事故など第三者行為から傷病を負ったとき

交通事故をはじめ、傷害、飲食店での食中毒など第三者の行為によって傷病を負った場合、医療費は本来加害者が支払うものですが、保険証を使用することで、一時的に国保が立て替えて治療を受けることができます。その場合、国保が加害者に費用の請求を行いますので、国保への届け出が必要です。国保で治療を受けるときは、必ず国保年金係へ届け出てください。

また、加害者との示談の状況によっては国保が使用できない場合がありますので、安易な示談はしないようにしてください。

保険証とマイナンバーカードの一体化について

国が令和6年秋に紙の保険証を廃止することを決定しました。来年秋以降にマイナンバーカードが手元にない、または保険証の連携をされていない場合は、資格確認書(加入保険の確認書)が発行される予定です。

国保や健康保険の加入・脱退手続きはお早めに!

退職などで今まで加入していた健康保険の資格を喪失したり、新たに就職先で健康保険に加入した際は、国保の加入・脱退の手続きが必要です。自動的に変更にはなりませんので、異動があったその日から14日以内に国保年金係へ届け出てください。

マイナ保険証を利用している人も、国保と社会保険の切り替えの手続きは必要です。

国保に加入するとき

- 職場の健康保険をやめた
- 子どもが生まれた
- 生活保護を受けなくなった

【加入の手続きが遅れると・・・】

国保に加入した月までさかのぼって保険料を納めてもらうことになります。

【手続きに必要なもの】

国保に加入するとき

- 健康保険資格喪失証明書、退職証明書
- マイナンバーがわかるもの

国保を脱退するとき

- 職場の健康保険に加入した
- 国保加入者が死亡した
- 生活保護を受け始めた

【脱退の手続きが遅れると・・・】

国保に加入し続けている状態になり、職場の健康保険と国保の保険料を二重に支払ってしまう場合があります。

【手続きに必要なもの】

国保を脱退するとき

- 社会保険証(社会保険に加入した全員分)
- 国保の保険証
- マイナンバーがわかるもの

※令和4年度から国保や健康保険の加入・脱退手続きなどで押印が不要になりました。ただし、保険証再交付の受領時は押印が必要です。

令和5年度国民健康保険税率表

※()内は令和4年度の税率

	課税方法	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
①所得割額	国保加入者の令和4年中の基準総所得金額に対し、右の割合を乗じた金額	7.80% (8.12%)	2.89% (2.89%)	2.78% (2.99%)
②均等割額	国保加入者1人ごとに課税される金額 ※未就学児は半額	25,400円 (25,500円)	9,000円 (9,000円)	11,300円 (11,300円)
③平等割額	1世帯ごとに課税される金額	18,200円 (18,600円)	6,600円 (6,600円)	5,700円 (5,700円)

※「基準総所得金額」とは、令和4年中の総所得金額の合計額から43万円(基礎控除)を控除した金額をいいます。

※国保税額の算定方法・・・世帯内の国保加入者の所得割額、均等割額、平等割額(世帯)の合計が世帯での国保税額になります。また、加入者の年齢によって課税される区分が変わります。

40歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分
40歳以上65歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険分
65歳以上75歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険料(※)

※65歳以上の人の場合、介護保険料は国保税には含まず別に納めます。納付は原則として年金から天引きとなります。